

広島県告示第十九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和六年一月二十五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所において縦覧に供する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 鷺部公園南船だまり

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市江田島町の国土地理院三等三角点「秋附」（北緯三四度一三分三五秒三〇五八、東経一三二度二九分一二秒六四七〇、標高一七九・五六メートル）

基点一 基準点から三〇三度一九分四八秒の方向八四二・八九メートルの点

基点二 基点一から三二七度二九分一〇秒の方向二一九・三六メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年一月十一日

2 長浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市大柿町の国土地理院四等三角点「砲台山」（北緯三四度〇九分〇二秒五七九四、東経一三二度二九分一〇秒〇五八九、標高九二・三二メートル）

基点一 基準点から一八九度〇五分〇四秒の方向八六五・〇四メートルの点

基点二 基点一から二三三度五一分四七秒の方向五〇・〇三メートルの点

基点三 基点二から二九七度四九分三八秒の方向三二七・五六メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年一月十一日